



「リースバック」は慎重に！

リースバックとは？
自宅を売って、同時に賃貸契約を結び家賃を払いながら同じ家に住み続ける不動産取引



持家を売り、そのまま賃貸で住む契約をしたが、病気で家賃を滞納するようになると、退去を迫られたという相談です。

- ① クーリング・オフできないので、安易に契約しない！
- ② 家賃を支払い続けられるかよく確認する！
- ③ 「住宅のリースバックに関するガイドブック」を活用！

不動産取引は複雑です。契約前に信頼できる方に相談を。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

【相談件数が急増した商品役務】

●美容クリーム(3月2件、4月1件 → 5月9件)

相 談

通販で美容クリームを1本注文したのに、12 か月の定期購入として3本の商品が届いた。業者に問い合わせると、注文直後にコース変更して定期購入になったと言われた。確かに、注文後にメールが届いたが、発送連絡だと思い、よく確認しなかった。解約にはキャンセル料がかかると言われたが、払わなければダメか？

助 言

相談者が持参した書類を確認したところ、定期購入契約になっていました。消費者センターから事業者に対し、コース変更ならば最終確認画面で総額や解約条件が明記されるべきであり、金額が異なれば注文しなかったことを伝えたところ、事業者から「商品を送料負担で返品してもらえれば、特別に取消処理をする」と返答があり、キャンセル料なしで解約となりました。

相談者に対しては、通販では価格や支払方法だけではなく、最終確認画面の返品・解約の条件なども確認し、スクリーンショットを撮っておくよう助言しました。



しつこい訪問販売に困っていませんか？

訪問販売お断りステッカーは、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、ステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反です。ご希望される方は、札幌市消費生活課(211-2245)までご連絡ください。